

答申第31号  
( 諮問第36号 )

## 答 申

### 第1 審査会の結論

滋賀県知事(以下「実施機関」という。)が「平成17年度 道路台帳付図修正費 単価表」以下「本件対象公文書」という。)について、その一部を非公開とした部分のうち、次に掲げる部分以外の部分については公開すべきである。

- 1 表題に「平成17年度 道路台帳付図修正費 単価表」と記載されたページにおいて、直接測量費と記載された表中の金額ならびに一業務当たりに計上する協議打合せ費および印刷製本費の金額
- 2 表題に「基礎単価表」と記載されたページにおいて、表頭が「単価」欄の内容、境界鉋設置単価(平均単価を含む。)ならびに注1と記載された表中の砂の各所の単価(平均単価を含む。)および注2と記載された表中の生コンクリートの各所の単価(平均単価を含む。)
- 3 第1号から第16号の各単価表において、表頭が「単価」および「金額」欄の内容(第1号単価表の11行目については、表頭が「数量」欄の内容を含む。)
- 4 本工事内訳書 から本工事内訳書 の非公開とした部分

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 公文書の公開の請求

平成17年6月22日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、「滋賀県発注の道路台帳整備委託に係る積算基準書および標準歩掛」の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

#### 2 実施機関の決定

- (1) 実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、本件対象公文書を特定した。
- (2) 同年7月6日、実施機関は、本件対象公文書の中の「数量、単価、金額」について、道路台帳整備委託は、従来から運用している積算を基礎にしており、既存データと整合性を図りながら、今後も継続して本業務を円滑に遂行する必要があるためということを経由として非公開とし、その他の部分を公開とする一部公開の決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

同年9月2日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての内容

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分は誤っており、取り消しを求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由等

異議申立人が異議申立書および意見陳述において主張する異議申立ての理由等は、次のように要約される。

- (1) 非公開理由が、条例のどの条項に該当するのか記載されていない。(書類不備である。)
- (2) 公文書の公開をしない部分として、「数量、単価、金額」としているが、「摘要欄」にも非公開とされている箇所がある。(非公開部分の追加がある。)
- (3) 滋賀県土木交通部においては、工事・測量・調査・設計業務に係る積算基準を公開しており、道路台帳整備に関して非公開とするのは整合性がとれない。また、他の部署(農政水産部)で、用地測量に係る歩掛について、公文書の公開請求により、公開された事例がある。
- (4) 積算基準および標準歩掛は、設計金額を算出するための基準となるものであり、その金額が妥当かどうかについて、納税者として知る必要がある。
- (5) 実施機関が主張している「県独自の積算基準で汎用性がないものである」から公開できないという理由には納得できない。公開された部分を見ると、汎用性がないとは思えない。また、独自の歩掛を公開している自治体もある。
- (6) 「単価」および「金額」については、公開を求めるものではなく、それ以外の「数量」等の情報について公開を求める。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書および口頭説明において主張する内容は、次のように要約される。

#### 1 本件処分に対する考え方について

道路台帳修正については、昭和60年度の修正委託以来、すでに20年以上が経過しているが、一般測量とは異なる独自歩掛を使用してその修正委託業務を行っている。

道路台帳修正は、過去の図面やデータとの整合性や継続性を重視する必要がある業務であり、具体的には、工事区間の告示行為との起点部、終点部における、既存路線との図面上、データ上の整合性を図らなければデータの更新が行えないことになる。この段階においては、照査、修正作業は重要であり、高度な熟達した専門的知識を有し、さらに経験豊かな技術者が必要となる。

また、告示行為との整合や修正路線の漏れ等による路線の整合が図れない場合には、成果物の修補等再調整を行うことが必要とされる。

したがって、台帳修正作業においては、作業内容の経験と習熟とが要求されることを含め、20年の時間経過の中で一般測量作業に上記独自性を加味した汎用性のない県独自歩掛を採用しているものである。

## 2 非公開とした具体的な理由について

- (1) 県の行う事務に関する情報であって、現に反復継続している事務であり、将来同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第6号に該当する。
- (2) 摘要欄の部分にも非公開とした箇所がある理由は、金額やその算出根拠に直接関連し、それらを特定できる情報を含んでいるためである。
- (3) 道路台帳整備に関しては、過去のデータとの関連性を重視し、県独自の積算基準で汎用性がないものである。
- (4) 「数量、単価、金額」を公開すると、予定価格が容易に推測されることになる。異議申立人だけに情報を公開すれば、今後の入札において異議申立人だけが予定価格を推測しやすくなり、公正な競争を阻害する。
- (5) 道路台帳整備は建設工事に比べ、積算構成がより単純であり、最低制限価格の推測が容易であり、入札参加者の多数が同額で入札するなど、競争性をもった公正で透明性のある入札が行われたい事態が発生する可能性がある。
- (6) 県では、建設工事については既に予定価格の事前公表を本格実施しているが、委託業務についてはそこまで至っていない。測量業務等の委託業務について本年10月から予定価格の事前公表についての試行を始めたところである。今後この試行結果を見極めていく予定であり、現時点においては、その影響を判断することができないから、本件対象公文書の全面的な公開は時期尚早であると考えます。

## 第5 審査会の判断

### 1 審査会の判断理由

#### (1) 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、この基本的な考え方に基づき以下のとおり判断する。

#### (2) 本件対象公文書について

ア 本件対象公文書の内容について

本件対象公文書は、実施機関の説明によれば、道路台帳整備委託の発注業務に使用する積算基準書および標準歩掛であり、類似の測量委託に使用する積算基準書および標準歩掛に道路台帳整備委託に必要な要素を加味した県独自の内容となっているとのことであり、当審査会としても、このことについては特に異論のないところである。

イ 異議申立人が公開を求めている部分について

異議申立人は意見陳述において、実施機関が本件処分で非公開とした部分のうち「単価」および「金額」については、公開を求めるものではなく、それ以外の「数量」等の部分について公開を求める旨の発言をしている。したがって、当審査会は異議申立人が公開を求めている部分について、公開の可否の判断を行うこととする。

(3) 非公開とした理由について

実施機関は非公開理由として「県が行う事務に関する情報であって、現に反復継続している事務であり、将来同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」条例第6条第6号に該当すると主張しているため、非公開理由の該当性について検討する。

(4) 条例第6条第6号該当性について

条例第6条第6号は、公開請求に係る公文書に「県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある情報が記録されている場合は、当該公文書を公開しないことを定めたものである。

この「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、また「おそれ」の程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されると解されているところであり、当審査会はこれらの解釈を踏まえて、実施機関が非公開理由として主張している理由について検討を行った。

ア 実施機関は、積算基準書および標準歩掛を公開すると予定価格が推測しやすくなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の主張をしている。

たしかに、積算基準書および標準歩掛を公開すると設計金額が推測しやすくなり、さらに、その設計金額を基に予定価格が推測しやすくなることは一概には否定できないといえよう。しかしながら、県では建設工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨である公共工事の入札および契約の過程ならびに契約の内容の透明性の確保を図るという観点から、既に予定価格を事前に公表しているが、入札本来の目的である競争性が損なわれるというような支障、たとえば落札率の高止まりや入札参加者の積算努力の阻害などが認められなかったことは実施機関も述べているところである。

そこで、当審査会は、実施機関に対し、建設工事では予定価格を事前に公表しても入札制度の趣旨が損なわれるような支障は認められないにもかかわらず、なぜ道路台帳整備委託では予定価格が推測されると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるのかについて説明を求めた。しかしながら、これに対する実施機関の説明は、具体性を欠くものであり、単なる抽象的な可能性を示したに過ぎないものであった。

また、実施機関は、道路台帳整備委託については建設工事に比べ積算構成が単純であり、予定価格が推測されると最低制限価格も推測が容易となり、入札参加者の多数が同額で入札するなど、競争性をもった公正で透明性のある入札が行われない事態が発生する可能性がある」と主張している。ところで、本件公開請求は最低制限価格そのものではなく、積算基準書および標準歩掛であり、たしかに、この内容を公開すると、道路台帳整備委託については、建設工事に比べて最低制限価格の推測が容易であるかもしれないが、その程度は相対的なものに過ぎず、また、その推測にはおのずから一定の限界があると言わざるを得ない。さらには、推測が容易であるとしても、適正な競争が行われることは可能であり、実施機関が指摘するような事態が直ちに発生するとは、必ずしも言えない。この点においても、実施機関の主張は、抽象的な可能性を示したものに過ぎないと言ふべきである。

したがって、実施機関のこれらの主張は、前述したように、条例第6条第6号の解釈に当たり求められている「支障」の程度や「おそれ」の程度からみて、認められない。

また、当審査会が調査したところ、独自の歩掛等を公表または公開している自治体もあることからしても、実施機関の主張は認められない。

イ 実施機関は、道路台帳整備に関しては、過去のデータとの関連性を重視し、県独自の汎用性がない積算基準および標準歩掛を使用しているが、これらは公表していないものであり、公文書公開請求に対応して、このように公表していない積算基準および標準歩掛を公開すれば、公開を受けた者のみが予定価格を推測しやすくなり、公平、公正な競争を阻害する旨の主張をしている。

しかしながら、公文書の公開を請求する権利は何人に対しても等しく認められているものであり、公開請求を行えば、何人に対しても同じ情報が公開されることは言うまでもないことからすると、実施機関のこのような主張は認められない。

ウ 実施機関は、現在、予定価格の事前公表の本格実施は建設工事に関してのみであり、測量業務等の委託業務に関しては、平成18年10月から試行を始めたところであり、現時点においては、その影響を判断することができないから、本件対象公文書の全面的な公開は時期尚早である旨の主張をしている。しかし、県が保有する情報を公表する制度と公文書の公開請求の制度とは別のものである。公表の試行結果を見極め、支障がないことを検証した上でなければ、公文書の公開請求に対して公開できないとでもいうような実施機関の主張は公文書の公開請求に対する非公開理由を説明するものとしては適切ではなく、認められない。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 2 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成17年12月12日	・実施機関から諮問を受けた。
平成18年 4月28日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成18年 7月24日 (第138回審査会)	・諮問案件について、資料に基づき、事務局から説明を受けた。
平成18年 8月25日 (第139回審査会)	・実施機関から一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・異議申立人から意見を聴取した。
平成18年 9月21日 (第140回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成18年10月31日 (第141回審査会)	・実施機関から一部公開決定について再度口頭説明を受けた。 ・諮問案件の審議を行った。
平成18年11月29日 (第142回審査会)	・諮問案件の審議を行った。